

## 社会福祉法人朝来市社会福祉協議会一般事業主行動計画（第四期）

朝来市社会福祉協議会では、人材確保が困難な中、若い職員が定着できるように仕事と子育てを両立しやすい環境づくりにするため、次のように第四期一般事業主行動計画を策定しました。

計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 までの5年間

**妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備**

計画目標 男性の子育て目的の休暇の取得推進

【内 容】・・・男性の子育て目的の休暇取得促進をもとに、現行規程では配偶者の出産に立ち会うことが前提で、それに伴い勤務しないことが相当であると認められるとき連続して2日の範囲内の期間であるが、現行規程を1日上回り3日の範囲内とする。

計画目標 法に基づく諸制度の周知

【内 容】・・・安心して育児休業が取得できるように、育児休業給付制度や産前産後休業等々の制度説明を行う。